

平成23年第1回隠岐の島町議会定例会会議録

招 集 年 月 日 平成23年 3月 4日
招 集 場 所 隠岐の島町城北町1番地 隠岐の島町役場
開 会 (開議) 平成23年 3月 4日(金) 9時35分 宣告
会議録署名議員の氏名 2番 前田芳樹 議員 3番 平田文夫 議員

1、出席議員

| | | |
|---------|----------|----------|
| 1番 安部大助 | 6番 小野昌士 | 11番 遠藤義光 |
| 2番 前田芳樹 | 7番 齋藤昭一 | 12番 池田信博 |
| 3番 平田文夫 | 8番 石田茂春 | 14番 福田晃 |
| 4番 齋藤幸廣 | 9番 高宮陽一 | 15番 安部和子 |
| 5番 是津輝和 | 10番 米澤壽重 | 16番 松森豊 |

1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

| | |
|--------------|--------------|
| 町 長 松田和久 | 農林水産課長 山崎龍一 |
| 副 町 長 門脇裕 | 下水道課長 中前千之 |
| 教 育 長 山本和博 | 建設課長 井川善寿 |
| 総務課長 渡部國彦 | 水道課長 大庭孝久 |
| 会計管理者 嶽野正弘 | 総務学校教育課長 岩水守 |
| 納税推進室長 脇田千代志 | 生涯学習課長 高梨康二 |
| 町民課長補佐 中林真 | 布施支所長 山川由夫 |
| 福祉課長 村上静夫 | 五箇支所長 村上和弘 |
| 保健課長 阿部真澄 | 都万支所長 石川伸吉 |
| 環境課長 浅生久 | 中出張所長 宮本智幸 |
| 観光商工課長 吉田誠 | 総務課長補佐 渡部誠 |
| 定住対策課長 岡田清明 | 財政係長 鳥井登 |

1、職務のため本会議に出席した者の氏名

議会議務局長 大 上 博 人 事務局長補佐 田 中 順 子

1、傍聴者 3人

1、町長提出議案の題目

- 議 第 1 号 平成 22 年度隠岐の島町一般会計補正予算(第 4 号)
- 議 第 2 号 平成 22 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第 3 号)
- 議 第 3 号 平成 22 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(中村診療所) 特別会計補正予算(第 4 号)
- 議 第 4 号 平成 22 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(五箇診療所) 特別会計補正予算(第 4 号)
- 議 第 5 号 平成 22 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(都万診療所) 特別会計補正予算(第 4 号)
- 議 第 6 号 平成 22 年度隠岐の島町簡易水道事業特別会計補正予算(第 3 号)
- 議 第 7 号 平成 22 年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計補正予算(第 3 号)
- 議 第 8 号 平成 22 年度隠岐の島町老人保健医療特別会計補正予算(第 1 号)
- 議 第 9 号 平成 22 年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計補正予算(第 4 号)
- 議 第 10 号 平成 22 年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計補正予算(第 3 号)
- 議 第 11 号 平成 22 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 議 第 12 号 隠岐の島町公営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 13 号 隠岐の島町特別会計条例の一部を改正する条例
- 議 第 14 号 隠岐の島町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議 第 15 号 隠岐の島町漁港設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 16 号 隠岐の島町健康診査手数料条例の一部を改正する条例
- 議 第 17 号 隠岐の島町水産公園施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 18 号 隠岐の島町農業近代化施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 19 号 隠岐の島町牧野設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 20 号 隠岐の島町公営バス設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 21 号 隠岐の島町税条例の一部を改正する条例

- 議 第 22 号 隠岐の島町地区集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 23 号 隠岐国分寺蓮華会舞演舞場設置及び管理条例
- 議 第 24 号 隠岐の島町光ファイバー伝送路中継施設設置及び管理条例
- 議 第 25 号 隠岐の島町過疎地域自立促進基金条例
- 議 第 26 号 辺地に係る総合整備計画の一部変更について
- 議 第 27 号 国土利用計画隠岐の島町計画の制定について
- 議 第 28 号 町道路線の認定及び変更について
- 議 第 29 号 工事請負変更契約の締結について〔笠松地区牧野整備工事〕
- 議 第 30 号 工事請負変更契約の締結について〔隠岐の島町米貯蔵施設建築工事〕
- 議 第 31 号 工事請負変更契約の締結について〔五箇小学校校舎耐震補強及び大規模改造
(建築主体)工事〕
- 議 第 32 号 工事請負変更契約の締結について〔隠岐の島町光ファイバー通信網整備工事〕
- 議 第 33 号 指定管理者の指定について〔向ヶ丘地区集会所〕
- 議 第 34 号 平成 23 年度隠岐の島町一般会計予算
- 議 第 35 号 平成 23 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 議 第 36 号 平成 23 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(中村診療所)特別会計予算
- 議 第 37 号 平成 23 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(五箇診療所)特別会計予算
- 議 第 38 号 平成 23 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(都万診療所)特別会計予算
- 議 第 39 号 平成 23 年度隠岐の島町簡易水道事業特別会計予算
- 議 第 40 号 平成 23 年度隠岐の島町下水道事業特別会計予算
- 議 第 41 号 平成 23 年度隠岐の島町駐車場事業特別会計
- 議 第 42 号 平成 23 年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計予算
- 議 第 43 号 平成 23 年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計予算
- 議 第 44 号 平成 23 年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計予算
- 議 第 45 号 平成 23 年度隠岐の島町中財産区特別会計予算
- 議 第 46 号 平成 23 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 議 第 47 号 平成 23 年度隠岐の島町上水道事業会計予算

議事の経過

議長(米澤 壽重)

ただ今から、平成 23 年第 1 回隠岐の島町議会定例会を開会いたします。

(開 議 宣 告 9 時 3 5 分)

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1、会議録署名議員の指名

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐の島町議会会議規則第 118 条の規定により 2 番:前田 芳樹 議員、3 番:平田 文夫 議員を指名いたします。

日 程 第 2、会 期 の 決 定

「会期の決定」の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 17 日までの 14 日間にいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「 異 議 な し 」 の 声 あ り)

「異議なし」と認めます。

よって、会期は本日から 14 日間と決定いたしました。

日 程 第 3、諸 般 の 報 告

「諸般の報告」を行います。

議会閉会中の去る 2 月 17 日、同僚議員でございました、吉田政司議員から 2 月 21 日付けを以って議員を辞したいとの辞職願が提出され、許可を致しましたので、ご報告申し上げます。

それでは、去る平成 22 年第 4 回定例会以降の議会に関する行事・会議等、主なるものについて、ご報告申し上げます。

新年を迎えた、1 月 6 日には、恒例の隠岐の島町消防出初式が挙行され、議員各位と共に出席をいたしました。

当日は雪が舞う寒い日でしたが、精神旺盛な消防団関係者の皆様の姿を拝見し非常に頼もしく心強く感じたところでございます。

1 月 25 日には、民主党離島政策プロジェクトチーム総会が開催され、要請を受け出席いたしました。

これは、昨年 11 月に全国離島振興市町村議会議長会により提出されました、「離島における揮発油税の減免に関する要望」に対し、支援策として、「離島ガソリン流通コスト支援事業」

31 億円が平成 23 年度予算に組み込まれることとなったことによるものであります。

2 月 1 日には、議会運営委員会が開催され、平成 23 年第 1 回定例会の日程等について協議をいたしました。

2 月 8 日には、竹島領土権確立隠岐期成同盟会による中央陳情活動が関係省庁に於いて行われ、私も隠岐島町村議会議長会の会長として、同行したところでございます。

当日は、松田町長と共に衆議院議員小室寿明氏のご協力を得て、各省庁等へ勢力的な陳情活動を行いました。

翌、2 月 9 日には町長と共に林野庁の沼田次長と面談し、本町が取り組んでいる木質バイオマス等の事業に関して理解を求めたところであります。また、東京都港区との間で締結しました、「間伐材を始とした国産材の活用促進に関する協定」に立合いました。

2 月 10 日には、全国離島振興市町村議会議長会理事会並びに定期総会が全国町村議員会館で行われ、全離振会長といたしまして出席したところであります。

総会の後は民主党「島の振興」議員連盟に属する 15 名の国会議員の方々と離島振興に関する意見交換会が行われました。会では離島の果す国家的役割や当面の課題等について話し合われ、特に離島について関心が高まってきていると実感したところであります。

2 月 21 日には県町村議会議長会定期総会が松江市で開催され、全県要望として、「TPP への参加に反対する要望」、「地方自治の健全な発展のため議員年金に代わる措置を講ずるよう求める要望」並びに、「竹島の領土権確立及び周辺海域の漁業秩序の回復に関する要望」が決議されたところでございます。

隠岐島からは、昨年に引き続き「隠岐島の交通体制の強化と整備促進について」、「離島医療対策の充実強化について」の 2 件を提案し、決議されたところでございます。

翌、22 日には、「竹島の日」記念事業が県民会館で開催され、期成同盟会の皆様方と共に参加いたしました。

6 回目を迎えた本年は、地元国会議員をはじめ、過去最多となる 13 名の与野党国会議員が記念式典に参加されました。

式典であいさつにたたれました溝口知事は、尖閣諸島沖での中国漁船衝突事件やロシア大統領による北方領土訪問などで国民の領土への関心が急速に高まっていることに触れ、領土問題の解決のため更なる国の外交交渉や教育の強化などを強く求めました。

引き続き、「竹島・領土問題を考える」中学生作文コンクールによる優秀作品の紹介が DVD により行われました。

これは、県内の中学生が竹島や北方四島の歴史と現実に関心を持ち、そこに存在する領土問題を正しく理解し、また、関心を高めることを目的に行われたものであります。今回が第1回目とのことでありまして、紹介された優秀作品5点のうち、4点は隠岐島の生徒の作品でございました。

下條正男拓殖大学教授が座長を務めた、竹島教育フォーラムでは、渡部周衆議院議員、新藤義孝衆議院議員、知夫中学校長並びに県教育関係者がパネリストとして意見交換を行い、問題の解決には次世代を担う子どもへの教育の充実が不可欠で、全国で取り組みが進むよう国が積極的に責任を果すことの重要性が確認されたところでございます。

2月28日には議会運営委員会を開催し、陳情等の取り扱いなどに関して協議を行って参りました。

以上、ご報告いたしました会議等の関係資料は、事務局に保管してありますので、必要に応じてご覧いただきたいと思っております。

次に、議員の派遣について、別紙のとおり派遣したのでご報告いたします。

続いて、去る12月定例会において決議されました、議員提出議案について、お手元に配付いたしました、「意見書処理報告」のとおり、関係先に送付いたしました。

最後に、請願・陳情等についてご報告申し上げます。

2月28日の議会運営委員会までに受理した請願・陳情等はお手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

なお、農業委員会会長による「包括的経済連携等に関する要望について」は議員のみなさまへの配付に留めることと致しましたのでご理解をお願いいたします。

以上で「諸般の報告」を終わります。

日 程 第 4、行 政 報 告

「行政報告」を行います。

番外：町長

番外（ 町長 松 田 和 久 ）

皆さん「おはようございます。」

平成23年第1回・隠岐の島町議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

水仙のつぼみの膨らみが、春の訪れを感じさせてくれる今日この頃でございますが、議員各位におかれましては、ますますご壮健のご様子、先ず以ってお喜びを申し上げます。

本日は、平成 23 年第 1 回隠岐の島町議会定例会を招集させて頂きましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙にも関わりませずご出席を頂きありがとうございます。

本議会は、平成 23 年度一般会計及び特別会計の当初予算、平成 22 年度の補正予算、条例の制定及び一部改正、並びに工事請負変更契約の締結等など 47 件の諸議案をご提案させて頂きます。

どうか、充分なるご審議を頂きますとともに、私ども執行部に適切なご指導を賜りますよう、何卒よろしくお願いを申し上げます。

それでは、昨年 12 月に開催をさせて頂きました「平成 22 年第 4 回隠岐の島町議会定例会」以降の、私の行政報告でございますが、主要な事項につき述べさせて頂きますので、よろしくお願いをいたします。

先ず、ふるさと隠岐の島応援寄附の採納状況につきまして、ご報告を申し上げます。

採納状況につきましては、平成 20 年度が 31 件で 153 万円余り、平成 21 年度が 26 件で 731 万円余り、そして平成 22 年度が 1 月末現在で 20 件、118 万円余りのご寄附を頂いております。この場を借りまして、ご寄附いただいた方々に対しまして新たためて感謝の意を表したいと存じます。

なお、本年度の寄附金につきましては、今定例会に提出いたします補正予算で基金に積み立てることといたしております。なお、寄附者から寄附金の用途について伺っておりますが、新年度予算では、引き続き図書館の図書購入の財源としまして、その中から 100 万円を充当させていただくこととしています。

今後これら寄附金を有効に活用させていただく所存でございます。

次に国勢調査結果につきまして、ご報告いたします。

5 年に 1 回行われます国勢調査が、今年の 10 月 1 日を基準日として実施されまして、12 月 21 日に島根県の速報値が出されました。

結果は、人口が 15,488 人、世帯数が 6,450 世帯で、平成 17 年と比較しますと、人口では 1,416 人 8.4%の減となり、世帯数では 334 世帯 4.9%の減となっております。合併をいたしました平成 16 年 10 月 1 日が 17,613 人ございましたので、これと今年の 10 月 1 日と単純に比較をいたしますと 2,125 人の減少という大変厳しい数字になっているところでございます。

島根県内の町村の人口では 7,020 人 5.5%の減ですが、すでに町村合併が決定しており、人口が増加している斐川町と東出雲町を除くと 7,429 人 8.7%の減ということになっており

ます。

尚、数値の確定は、本年10月までに行われることになっております。

次に東京都港区との国産材活用促進に関する協定につきまして、ご報告をいたします。

去る、2月9日に東京都港区のエコプラザにおきまして、港区と隠岐の島町を含めました全国23自治体が、間伐材をはじめといたします国産材の活用促進に関する協定書を交わしております。

港区の新たな取り組みは、区内の建築物に国産材を活用することで、二酸化炭素の排出を抑え、また、地方においては、間伐材等の活用によりまして、森林の二酸化炭素吸収量の増大に繋げ、都市と地方が共同して低炭素社会の構築を目指そうとするものでございます。

本町では、平成23年10月からスタートする港区への木材搬出に向けまして、本年4月から、木材を供給できる島内の林業事業者でありますとか製材加工業者の登録を積極的に進めながら、木材の製品リストや年間生産可能量の調査を行ってまいります。

今回、港区が行います「国産材活用に関する低炭素社会構築モデル」が成功いたしますとすれば、東京都の全区で普及する可能性も大いにありまして、島内材の需要拡大によりまして、林業活性化が大いに期待できるものと思っております。

また、港区は協定自治体と環境をテーマといたしました交流活動を計画しておりまして、本町の世界ジオパーク登録を目指す取り組みを大変評価して頂いておりますので、積極的にこちらでも隠岐をPRし、観光振興にも繋げてまいりたいと考えている所でございます。

尚、港区さんとの協定書は町長室に置いてございますので、またご覧を頂ければと思っております。

次に「映画の口ケ」につきまして、ご報告をいたします。

去る2月17日、映画監督の錦織良成監督が本町を訪問をされまして、錦織監督は、ご案内のとおり島根県のご出身、奥さんは西ノ島町のご出身とのことでしたが、「白い船」「うん・なん」或いは「レイル・ウェイ」などの監督として、名声をあげておられる監督さんでございます。

この度の隠岐訪問の目的は、予てから監督が構想を描いておられました「隠岐を舞台にした映画」の製作実現に向けまして現地視察をされるということで、我が町に伝わる「古典相撲」を題材にした映画を製作したいとの、このようなご意向もお持ちでございました。

構想はかなり具体化しておりまして、今月中にも公式発表の運びになるような雰囲気でございます。たいへん期待をよせているところでございます。

これが実現をいたしますと、本町の観光宣伝上は誠にインパクトの大きな事業でありますので、実現に向けましての支援はもとより、実現の暁には町挙げての支援体制を構築したいと考えているところでございます。

次に次期超高速船導入計画の進捗状況につきまして、ご報告を申し上げます。

次期超高速船の導入につきましては、昨年の隠岐4ヶ町村、隠岐広域連合、隠岐汽船株式会社の3者におきまして確認・合意された事項に基づき検討が進められ、船種・運航者等、方針を決定させていただいたところでございます。

その後、船体売却意志のございます会社と交渉を行うとともに、島根県に対しましては財政支援のお願いもしてまいったところでございます。2月には島根県の支援方針が示され、町村の実負担額の3分の2の支援が受けられることになったところでございます。

船体取得費並びに陸上施設整備費等を合わせた概算事業費見込は22億円、平成24年度の取得を予定しているところでございますが、今後の売却交渉次第では、これは売り手市場ということもございまして取得時期が当初予定より早まり、平成23年度となる可能性もございしますので、これらにも対応できるよう過疎計画の変更など諸準備を進めさせてまいりたいと考えております。

また、状況によりましては補正予算の対応も考えられますので、何卒ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、就航時期、母港、寄港地などの詳細につきましては、今後更に検討を今重ねようとしているところでございます。

次に「竹島の日」記念行事参加につきまして、ご報告を申し上げます。

去る2月22日、松江市の県民会館におきまして、「竹島の日」記念式典が開催をされ、隠岐4町村の町村長、議会議員、漁業関係者の皆様方と共に参加をさせていただきました。本年は、領土問題がクローズアップされる中、過去最高の13人の国会議員の皆様方のご出席がございました。溝口県知事は、外交交渉や世論喚起の必要性を唱え、国に啓発活動や教育の強化を強く求めたところでございます。私も挨拶に立ちまして、国の対応の鈍さに対する強い懸念を表明させていただきました。式典後には、領土問題に関する作文コンクール入賞者の発表があり、西郷中学校の生徒さんなど5人が演壇に立ちました。これはテープで放送がございました。

翌2月23日には、式典に参加をされました新藤義孝衆議院議員など自民党議員団3名が本町の視察に訪問され、私がちょうど東京出張中となりましたために、久見の八幡昭三氏や門

脇副町長と意見交換が行われておりまして、席上、竹島所管組織を設置するための、内閣府設置法改正案を議員提案する予定である旨の表明があったように伺っております。与野党の立場を超えた合意形成が図られ、法案が成立することを心から念願するものでございます。

次に「離島振興法改正検討会議」につきまして、ご報告を申し上げます。

平成 24 年度末で期限となる現行離島振興法の改正延長に向け、全国離島振興協議会内に「離島振興法改正検討会議」が設置をされまして、その下に 5 つの分科会が置かれまして、私が所属を致します外海離島分科会の初会合が、去る 2 月 24 日に東京でございまして出席をいたしました。

冒頭、私が座長に指名され会議を進めさせていただきました。全国の外海離島の町村長さんとの意見交換を踏まえ、島が果たしています国家的・国民的役割を明確にし、併せて、これからの離島振興政策に求める内容といたしまして、一括計上対象事業の拡大、離島航路・離島航空路の基盤整備、医療・福祉・教育のインフラ整備、産業振興の支援、地方交付税の確保などを挙げ、これらの論点の整理をいたしました上で、今後の法改正の論議に資することといたしました所でございます。

以上、私の行政報告の主なものにつきましてご報告申し上げましたが、12 月の平成 22 年第 4 回定例会以降、私の出席いたしました会議や諸行事の詳細につきましては、配付いたしました関係資料に掲載をいたしておりますので、ご参照を賜りたいと存じます。

議長（ 米 澤 壽 重 ）

以上で「行政報告」を終わります。

日 程 第 5、町 長 の 所 信 表 明

「町長の所信表明」を行います。

番外：町長

番外（ 町長 松 田 和 久 ）

平成 23 年第 1 回隠岐の島町議会定例会の開会に当たりまして、諸議案の提案に先立ちまして、平成 23 年度の町政運営の基本的な考え方、及び主要事業などについて申し述べ、議員各位はもとより、町民の皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨年、我が国の経済は景気対策などにより持ち直しの兆しがありましたが、急激な円高などにより足踏み状態となり、先行きは更に不透明な状況となってまいりました。

菅内閣は昨年未だに、社会保障関係費の自然増などによる過去最大規模の新年度予算案 92 兆 4 千億円を決定いたしました。財源不足から 2 年連続で新規国債発行額が税収を上回る

状態でございます。

新年早々には菅再改造内閣が発足し、社会保障と税の一体改革を目指し、関連する国民負担増は不可避との認識が示され、財政健全化に向けた動きが顕著となりました。

こうした中、島根県は2月7日に、前年度と同規模の新年度予算案を発表し、補正予算と併せました経済・雇用対策費や大型観光キャンペーン対策費を盛り込み、地域活性化を図ることといたしております。

我々離島町村にとって本年は、平成24年度末に時限を迎えます離島振興法の改正に向け、大事な1年でございます。単なる法の延長ではなく、島の持つ役割や国の責務を明確にし、改正離島振興法に何を盛り込むのかの議論が重要であり、私は国境離島の役割を考慮した特別支援や、離島航路が本土の公共交通機関と同程度の負担で利用できるような支援制度の確立に向け、積極果敢に取り組む所存でございます。

本町は加速する少子高齢化、低迷する地域経済など課題が山積していますが、近づきつつあります交付税の一本算定によります減額をしっかりと見据え、行財政改革や財政健全化を図りつつ、総合振興計画に掲げます「島をリードする隠岐びとが育つまち」あるいは「観光を機軸に交流・産業を創出するまち」また「みんなで支えるやさしい福祉のまち」を目指し、各種施策を積極的に推進し、町民の皆様方とともに、そして職員一丸となって「生き甲斐と誇りを持てるまちづくり」に邁進する所存でございます。

それでは、平成23年度の町政運営、とりわけ重点的な取り組みについてご説明申し上げ、本町が置かれております現下の厳しい状況をご理解いただき、ご協力をお願い申し上げます。

はじめに、財政状況と財政健全化に向けた取り組みについてでございます。

政府は、平成23年度予算編成の基本方針における基本理念の中で、「経済成長」、「財政健全化」、「社会保障改革」を一体的に実現し、元気な日本を復活させるための礎を築く必要があるとこのように云われております。

そして、平成23年度の地方財政への対応としては、社会保障関係費の自然増などに対応する地方財源の確保を含め、地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、実質的に平成22年度の水準を下回らないよう確保することを基本としています。

さて、本町の財政状況は、行財政改革の取り組み、町村合併による地方交付税の特例措置の加算交付、地方に配慮した交付税の配分及び国の緊急経済対策などにより、財政指標が少しずつ改善されてきているものの依然として高水準で推移している状況であります。また、

町税収入は、長期化する景気の低迷により、年々減少してきているところであります。

現在は、一定の行政サービスを保ちながら、基金残高を増やすことができているものの、地方交付税の特例措置の加算交付が無くなってまいります平成 27 年度以降からは、財政状況が徐々に悪化することが予測されるところであります。このことから引き続き慎重な財政運営が求められるところであります。

新年度の予算編成におきましては、まず経常経費について、一般財源ベースで前年度当初予算額以下を原則とし、財政の健全化を目指しながらも、その一方では国県補助事業を積極的に導入しつつ町の景気対策、活性化を視野に入れた事業を取り入れる予算編成にも心がけてまいったところでございます。

その結果、一般会計の予算規模は、新隠岐病院建設事業に係る負担金及び社会保障費等の増額などにより、本年度との比較では 7.1% の増といたしたところであります。

投資的経費では、五箇小学校の耐震改修事業などの完了によりまして、補助事業費が減額となりましたが、単独事業費での増額及び昨年 7 月の豪雨災害復旧事業もございまして、投資的経費全体では、本年度並の予算額を確保いたしており、新隠岐病院建設事業や下水道事業など特別会計の事業を含めると大幅な増額となったところでございます。

次に、行財政改革の取り組みについてでございます。

昨年、平成 22 年度からの 5 ヶ年間を計画期間といたします、第 2 次行財政改革大綱を策定をさせていただきました。

第 1 次行革において、行政組織のスリム化、人件費の抑制、施設管理の民間委託などを推進し、一定の財政状況の改善に資することができましたが、今後、総合振興計画をはじめといたします各種計画のビジョンを実現するためにも、来るべき交付税の一本算定に備え、安心して暮らせる公共サービスを維持してまいりますためにも、より効率的で機能的な本町の仕組みづくりが今求められているところかと存じます。

大綱に掲げた「公共サービスの改革」「行政運営の改革」「財政構造の改革」これらの 3 つの改革を実現すべく、具体的な取り組み内容やスケジュールを明らかにいたしました実施計画に沿って、引き続き行財政改革に鋭意取り組んでまいりたいと存じます。

次に、重要課題への取り組みについてご説明を申し上げます。

まず、観光振興への取り組みについてでございます。

平成 21 年の新型インフルエンザの流行や冷夏等の影響で減少していた観光客の入込客も、昨年は平成 20 年並みにまで回復したものの、依然として厳しい状況に変わりはありません。

このような状況の中にございまして、昨年から新たに取り組んだ八尾川遊覧船、シーカヤック洞窟ツアー等の体験型観光の充実や、更に新年度の観光ガイドの組織化によります新たなもてなしで迎え入れる体制を整備するとともに、地質・地層、様々な生物・生態系、文化遺産や遺跡など、貴重なジオパーク資源を活用いたしまして、個人客層へのアプローチに併せ団体客層への新たな商品の提供や情報発信に努めてまいり所存でございます。

島根県においては、平成 24 年が「古事記」が編纂されて節目 1,300 年記念の年を迎えますが、県、市町村、および民間団体がこの際一体となりまして、神話のふるさと「島根」推進協議会を結成し、新年度から大々的な観光キャンペーンを実施する計画となりました。本町におきましても、この事業と連携を図りながら地域の観光資源を活かした様々なイベント等を実施してまいりたいと存じます。

また、松江・境港・隠岐観光振興協議会など広域連携を核とした事業の実施により、隠岐を全国へ情報発信いたしながら、交流人口の更なる拡大と観光客の増大を図ってまいりたいと思います。

次に、交通網の整備についてであります。引き続き隠岐航路の安定運航、航空機の利用促進、生活バス路線の維持・確保など町民の皆様方の生活路線の整備に努めてまいります。

隠岐航路につきましては、隠岐汽船株の再建が喫緊の課題でありましたが、概ね計画通りの結果を得ることができました。本町といたしましては、島民の皆様方の交通手段の確保と、サービスの資質向上など今後も継続した努力を要請してまいりますとともに、高速道路料金・JR 運賃等に比べまして割高感が払拭出来ない航路の料金体系の改革及び国道並みの支援策等について、全国離島振興協議会や離島自治体及び離島を抱える都道府県と協力しながら国に積極的に働きかけてまいりたいと思います。

また、超高速船レインボーの後継船種のジェットfoilにつきましては、購入費に対する島根県からの財政支援方針も打ち出され、導入に向けた取り組みも着実に前進しつつあります。今後の購入交渉次第では購入時期が先ほども申し上げましたが早まる可能性もあり、隠岐広域連合をはじめ関係機関と引き続き協議調整を行ってまいりたいと存じます。

生活路線バスの運行につきましては、平成 21 年度に見直しを行い、地域の実情に即した運行サービスの体制について、一定の方向が示されましたので、本年度は、実施に向けた課題の整理、運行业者の選定等の検討をおこなってまいりました。

いよいよ、本年 4 月から新たな公共交通システムを導入し、町民の皆様方の利便性の向上を目指しながら生活路線バス運行の充実を図ってまいりたいと思います。

次に航空機の利用促進の取り組みについてでございますが、航空業界を取り巻く厳しい情勢の中、生活路線としての出雲路線、観光振興からの大阪路線の維持はもちろん、将来の羽田路線を視野に入れ、首都圏を対象といたしました利用促進を目指し、島根県をはじめ関係団体との連携を図りつつ、更なる誘客活動に引き続き取り組んでまいり所存でございます。

また、経営再建中の日本航空が事業規模を縮小する中で、6年目を迎えます夏季ジェット便が引き続き、これは7月15日から8月28日までの45日間就航する運びとなりました大変喜ばしいことであり、島内の観光資源を活用した新しい商品造りをはじめ、例年、搭乗率が低い傾向にある7月下旬から8月上旬、そして8月下旬の強化対策に取り組み、昨年を上回る搭乗率の確保に向け取り組んでまいりたいと存じます。

次に、産業の振興と経済対策について申し上げます。

産業の振興につきましては、基幹産業であります農林水産業の活性化は、観光を機軸とするまちづくりを進める上からも極めて重要であると考えているところであります。

「食」の安全・安心や自給率向上など、地元で採れる農林水産物への関心が高まる中、環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)問題が大きな波紋を呼んでおります。こうした状況の中で、今年で4年目となります「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画」に基づきまして、農山漁村が持続的に発展していくための施策を引き続き展開してまいります。

農林業では、「地産地消」への取り組み、新たな担い手の育成や組織化、農林業への企業参入に対します支援を行なっていくとともに、生産体制及び供給体制の充実に取り組んでまいりたいと存じます。

畜産業では、繁殖牛の更なる増頭を目指し、豊かな自然環境を活用した牧野や飼料基盤の整備を進め、効率的で安定した生産体制の充実に取り組んでまいります。

水産業では、漁業就業者の確保・育成を図りますとともに、種苗放流、栽培漁業など「つくり育てる漁業」の取り組みを推進し、観光・商工産業との連携強化のもと、新鮮な隠岐の魚貝類の提供や水産物需要の拡大を図り、隠岐の水産加工品のブランド化に取り組んでまいりたいと存じます。

次に、経済対策についてでございますが、まずは長期化する景気の低迷からの脱却を図るため、喫緊の課題であると認識いたしております。

新年度の予算編成におきましては、昨年に引き続き「にぎわい商品券」を発行するなど消費の拡大に取り組んでまいります。

経済情勢の悪化によります雇用・失業者対策につきましては、国・県の補助制度を積極的

に活用して雇用の確保に努めてまいりたいと存じます。

また、公共事業につきましては、事業実施計画に基づき、優先度、緊急性を考慮しながらも町の景気対策、経済活性化を視野に入れました事業を取り入れ、一般会計では、微増となりましたものの、隠岐広域連合が行います新隠岐病院の建設事業や下水道事業などの特別会計の事業を含めると、前年度比較で15.5%増となる景気対策に配慮した積極的な予算編成をさせていただいたところであります。

更に、今議会の補正予算で提案いたしております、「きめ細かな交付金、住民生活に光をそそぐ交付金事業」では、繰越事業となりますが、修繕工事などを中心に約3億円を計上いたしております。

新年度におきましては、早期の事業執行に努めてまいりますとともに、新たな本町の緊急経済対策事業計画を策定をいたしました、補正予算対応も含め経済活性化に取り組んでまいりたいと存じます。

次に、地域医療・福祉についてであります。

医師不足の問題は、全国に共通する深刻な問題となっておりますが、特に中山間地域や離島など地域偏在がみられ、本町におきましても、医師の招聘が引き続き困難な状況となっております。

産婦人科医師の招聘につきましては、平成19年に産婦人科医師2名体制が維持できなくなり、島外での出産を余儀なくされましてから4年が経過いたしました。本年4月からは新たに産婦人科医師をお招きすることとなり、島民の切なる願いでありました、産婦人科医師2名体制確保により特殊なケースを除き初産を始め大半の出産が島内で可能になるものと期待を寄せているところであります。

この4年間、島外出産をなされた妊婦さんは、約300名にのぼりますが、妊婦さんはもちろん、そのご家族に大変なご負担をおかけいたしました。島民の皆様方の医療を守る立場の者として大変申し訳なく思うところでございます。

今後は、安心して子どもを産み、育てる環境ができ、少子化対策といたしましても大いに期待するところでございます。

今回、幸いにも産婦人科医師をお招きすることができましたが、産婦人科医師以外の医師の招聘につきましても、県及び隠岐広域連合と連携を図りながら、あらゆる医師の情報を収集し、医師招聘に更なる努力を傾注してまいりたいとこのように考えております。

また、県内の高等学校と連携し、引き続き関係大学や専門学校の地域推薦入学制度の活用

に取り組み、地域医療を担う医師、看護師等の医療従事者の人材育成に努めてまいります。

診療所の運営につきましては、依然厳しい経営状況が続いておりますが、本町におきましては高齢化が進んでまいります中、町民の皆様の「かかりつけ医」としての役割を担うとともに、予防医療に取り組み、健康で安心して暮らすことができますように、町立診療所としての体制を維持しながら引き続き運営してまいります考えであります。

また、生活習慣病予防には、食生活や運動などの普段の生活習慣を見直し、改善することが必要でございます。また、がんの死亡率を減らしてまいりますためには、生活習慣病予防に加え、がん検診によります早期発見・早期治療に結びつけることが重要でございます。医師・保健師・栄養士が一体となり、地域に密着した保健指導に取り組み、町民の皆様方の健康の保持増進を図りたいとこのように考えるところでございます。

次に、新隠岐病院建設についてでございます。

隠岐医療圏の中核病院にふさわしい医療機能を確保してまいりますために、平成 24 年春の開院を目指し着実な整備に取り組んでいるところでございます。新病院整備を契機といたしまして、安定的な医療提供ができますよう経営健全化に向け取り組んでまいります。

地域福祉につきましては、「隠岐の島町地域福祉計画」に基づき、基本理念である「支えあい(愛) 笑顔あふれる隠岐の島」の実現をめざし、福祉事務所と包括支援センターを中心に障がいのある皆様方への自立支援をはじめ、高齢者への支援、子育て支援、母子、父子及び寡婦への支援及び生活困窮者への支援など、地域の実態に即したきめ細やかな対応によります、総合的な地域福祉の充実を図ってまいります所存でございます。

次に、安全・安心で快適なまちづくりについてでございます。

近年、記録的な集中豪雨や豪雪などが頻発し、いつどこでどんな災害が発生しても不思議でないそういった状況となっており、地域の安全安心の確保のため、自助・共助・公助の役割分担を明確にし、各家庭・自治会組織・行政の連携強化を図りつつ、地域防災組織の組織化の推進など、きめ細かい防災体制の確立に努めてまいりたいと存じます。

平成 19 年に発生いたしましたような大規模な豪雨災害を未然に防いでまいりますため、河川改修、砂防対策、急傾斜地対策、地すべり対策などの整備を、島根県との連携のもとに進めてまいりたいと思います。

昨年、国内の鶏や牛等の家畜が感染をいたしました大きな社会問題となりました鳥インフルエンザや口蹄疫などが、町内で発生した場合に備え、関係機関との緊密な連携のもと対策の確立に努めてまいりたいと思います。

下水道の整備につきましては、引き続き公共下水道事業、漁業集落排水事業、浄化槽設置事業等を推進し、新たに、農業集落排水事業にも取り組み、快適な住環境の形成及び公共用水域の水質保全を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努めてまいります。

次に、人材育成についてであります。

ふるさと隠岐を愛し、誇りに思う「隠岐びと」の心を育て、本町が将来にわたりまして持続的に発展していくために、教育、産業、福祉及び医療等あらゆる分野で、多彩な人材育成を展開することが今求められているかと思えます。

隠岐の自然環境や歴史・伝統文化のすばらしさを再認識し、隠岐で生活することに喜びや誇りを感じ、本町の将来を託すべき人材を育成してまいりますためには、家庭、学校、地域社会の連携のもとで学社融合の教育を推進し、ふるさとを愛する子ども達の育成に努めてまいります。

また、島内外の人材や情報を広く活用し、それぞれの分野において地域を担うリーダーの養成に努めてまいります。

次に、竹島領土権確立への取り組みについてであります。

昨年、本町主催の竹島集会を開催し、竹島返還要求運動の機運醸成に一定の成果を上げることができたかとは思いますが、韓国の実効支配は申し上げてまいりましたように、島の内のみならず更に竹島近海海洋にも科学基地の建設をするなど、次々と拡大強化されつつあります。外交交渉の新たな展開を図ること、内閣府に竹島問題を所管する部署を設置すること、竹島問題や国境離島が果たしている役割を啓発する国の施設を本町に設置することなどを、島根県や竹島領土権確立隠岐期成同盟会との連携のもと引き続き国に対し強く要請してまいりたいと思えます。

次に、町税等の徴収率の向上及び滞納対策についてでございますが、徴収対策会議並びに徴収地区班活動の一層の充実や、各税料金の関係部門の連携を更に密にしながら、引き続き全庁体制での徴収強化に取り組んでまいりたいと思えます。更に、滞納者に対しましては徹底した法的処分を行い、納付義務の履行と徴収率の向上を図ってまいりたいと思えます。

また、町税等の期限内納付につきまして意識の高揚を図ってまいりますとともに、時間外納付窓口の開設や納付相談を通じまし早期の滞納抑止が可能となるよう迅速な対応に努めてまいりたいと思えます。

以上、重要課題として取り組む事業について申し上げます。

次に、平成 23 年度に取り組みます主要な事業につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、地上デジタル放送対応事業についてでございます、本年7月にテレビのアナログ放送が終了することから、地上デジタル放送の視聴が困難な地区における、共聴施設の整備事業に取り組んでまいります。

次に、商工業及び観光の振興についてであります。

長引く景気低迷などによりまして、地域における消費が低迷している中、町内の景気拡大策といたしまして、昨年実施いたしました「にぎわい商品券」発行事業は、一定の成果がこれは得られたとの認識から、新年度におきましても引き続き「にぎわい商品券」を発行し、個人消費を促すことによります地域経済の活性化を図ってまいりたいと存じます。

観光宣伝事業につきましては、神話のふるさと「島根」推進事業を活用した、「隠岐国分寺蓮華会舞」の県外での公演、「第6回隠岐の島ウルトラマラソン」や、貴重なジオパーク資源など島内のあらゆる観光資源を活用し、隠岐の島を全国に向けアピールしながら、更なる知名度のアップ、交流人口の拡大及び観光振興に努めてまいります。

次に、定住促進につきましては、県や関係団体等と連携をし、UIターン者からの様々な相談に应对し、受け入れから定住後の支援まで、きめ細かなニーズに対応してまいります。

バイオマス事業につきましては、本町のバイオマスタウン構想に基づき、里山や里海の未利用資源を活用して、持続可能な環境産業の育成に努めてまいります。特に林野庁の事業として、布施地区で実証を行なっております「木質バイオマスリグノフェノール」につきましては、関係企業や研究機関との連携を強化し、ニュービジネスの商品化開発の促進を進めてまいりたいと思います。

IT産業につきましては、日経BP社のコラムを漫画化した電子書籍の原画を、昨年からは島内在住の若者が作成してありまして、今後の事業拡大が大いに見込まれますために、若い世代を中心としました「隠岐コミックアイランド」の実現に向けまして、起業の促進を進めてまいりたいと存じます。

「ものづくり」の取り組みにつきましては、閉校となった中村小学校の跡地を利用し、産業・雇用・学びの創出をテーマとした「隠岐ものづくり学校」の整備を進め、島の自然環境・文化などを活かした新たな産業の育成に努めてまいりたいと存じます。

次に、農林水産業につきましては、農林水産業が一体となった取り組みや、新たな担い手の育成など、積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

農業につきましては、「地産地消」を推進し、食の安全・安心への取り組みや、生産作目のデータ化、また、現在建設中の米貯蔵施設を活用して地元産米の島内での流通確保に取り組

んでまいりたいと思います。

本年度モデル対策として実施されました補償制度は、新年度は畑作目を新たに対象に加え、農業者戸別所得補償制度として改正をされました。各農家に本制度の趣旨を理解していただき、引き続き参加していただきますとともに、農地の有効利用にも繋げてまいりたいと思います。耕作放棄地につきましても、解消と利用を図ってまいります。

農村環境の整備事業では、「農地・水・環境保全向上対策事業」及び「中山間総合整備事業」などを活用し、引き続き農村地域の保全に努めてまいりたいと思います。

林業につきましては、木材生産の効率化とコスト低減を図ってまいりますために、高性能の林業機械の導入や、森林資源の生産団地化の促進などに取り組み、間伐材の有効利用拡大を図り、島外移出の促進に努めてまいります。また、「しいたけ原木」のブランド化への取り組みを強化し、販路の拡大等に努めてまいりたいと存じます。

畜産業につきましては、繁殖雌牛の増頭や畜産経営の低コスト化に取り組み、新年度より700頭を増頭目標に、岬町地区や箕浦地区での牧野の造成、既存の牧野整備などにも取り組んでまいりたいと思います。

農林業の担い手育成につきましては、「島後地域担い手育成総合支援協議会」との連携のもと、地域農業の担い手といたしまして、新規就農者の育成と農業生産法人や集落営農組織の設立など、施設整備や就農支援への取り組みを推進してまいりたいと思います。

水産業では、離島漁業再生支援事業の一環といたしまして種苗の放流事業等による資源増殖や、磯焼けした沿岸の漁場再生事業によりまして、漁場の生産力向上に努めてまいります。また、水産資源の有効利用を促進し、販路の開拓と拡大を図りますとともに、更なる加工品の開発に努め、併せて漁獲物の価格向上に向けた取り組みを進めてまいります。

水産基盤の整備につきましては、大久地区の環境整備事業及び蛸木漁港につきましては、引き続き基盤整備を進めてまいります。

次に、保健事業につきましては、安心して子どもを産み育てることができる環境整備といたしまして、新年度も引き続き、3種類のワクチン接種を助成することといたします。

乳幼児期の髄膜炎の発症予防のためのインフルエンザ菌b型ワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種を、そして10歳代での子宮頸がん予防ワクチンの接種を実施をいたします。

また、母子保健事業につきましては、4月から可能となりまして産婦人科医師2名体制のもとで、引き続き妊婦さんの健康管理の充実を図り、安心して妊娠出産、育児ができるように妊婦健康診査や乳幼児健康診査、各種育児教室など支援してまいりたいと思います。

次に、地域福祉についてであります。まず、障がいのある方々への自立支援につきましては、地域活動支援センターにおける創作・作業活動や日常生活指導などの活動の場を設けますとともに、相談支援事業により必要な情報提供や施設の利用・ホームヘルパーの派遣といった福祉サービスの利用援助、その他各種福祉サービスの提供を行い、障がいのある方々への自立と社会参加の促進に取り組んでまいりたいと思います。

また、福祉サービス事業所における平成 23 年度中の障害者自立支援法に基づく各事業への移行につきましては、その移行が円滑に行われますように促進をしてまいりたいと思います。

併せて、障害者自立支援法に基づきます「第 3 期障がい福祉計画」の策定に取り組んでまいりたいと思います。

高齢者への支援につきましては日常生活圏域ニーズ調査を実施することにより、地域におきます問題点を把握し、高齢者が安心して地域で暮らし続けられる地域包括ケアを実現してまいります。また、「老人保健福祉計画（平成 24 年度から平成 26 年度）」でございますが、これを策定させていただきます。また、高齢者福祉施設の建設やスプリンクラー設置等を支援することにより、安心安全なサービスの提供に繋げてまいります。なお、引き続き「配食サービス事業」や「高齢者のサロン事業」にも取り組み、高齢者の自立生活の支援、要介護状態への回避、独居高齢者の安否確認等に努めてまいりますとともに、地区組織を活用することにより、地域における介護予防活動の支援をしてまいりたいと存じます。

更に、自宅での生活が困難となられました高齢者の養護老人ホームへの入所措置や、高齢者世帯の安心安全施策として、引き続き緊急通報装置設置補助事業を実施してまいります。

子育て支援につきましては、子育てにやさしい町づくりを目指し、誰もが安心して子どもを産み・育て、仕事と家庭の両立が出来るよう、子育て家庭への支援に取り組んでまいります。特に、同時入所 2 人目以降無料化などの保育料軽減事業につきましては継続するとともに、昨年度より創設された「子ども手当」の支給及び父子家庭への児童扶養手当の支給拡大など、保護者の経済負担の軽減に努めてまいります。

また、児童相談の件数が増加傾向にありますことから、関係機関と緊密な連携のもと、専用電話や相談員配置など児童虐待防止のための更なる見守り支援や緊急対応が出来ますよう取り組んでまいります。

平成 24 年 3 月 31 日をもって文化学院幼稚園が休園となりますことから、子育て支援対策が喫緊の課題となりますので、幼児教育や養育を一体的に行う対策として、「認定子ども園」の制度の導入等、教育委員会との協議をしながら検討をしてまいりたいと思います。

母子及び寡婦への支援につきましては、母子・寡婦の自立を促進するため、母子自立支援員によります相談事業を実施し、自立に向けた指導・助言・情報提供を行なうとともに、生活支援として「母子・寡婦福祉資金貸付制度」の活用を促進するなど支援をしてみたいと思います。

生活困窮者への支援は、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、一定の生活を保障してみたいとともに、就労支援員を配置し被保護者の社会的自立の実現に向け、より一層取り組んでまいります。

次に、道路網の整備につきましては、隠岐病院へのアクセス道路として重要な中町中条線の改良事業を推進してみたいと思います。また、愛の橋の架け替え工事を行なうため、新年度からワークショップにより橋の形式につきまして、整備方針を定め、平成 24 年度の測量設計に向けて取り組んでみたいと思います。

県事業関係では、引き続き国道 485 号の郡バイパス、西郷・都万・郡線の大津久工区の整備に努め早期完成をめざします。また、新たに国道 485 号の西村工区、西郷・布施線大久工区、西郷・都万・郡線都万工区の改良工事に着手するとともに、中村津戸港線・都万工区の事業推進に取り組んでみたいと思います。

河川関係では、八尾川上流部の整備促進を図り、八尾川河川改修事業の一日も早い完成に取り組んでまいります。

土砂災害などを未然に防ぎ住民の皆さんが安全・安心に暮らせるよう、高井地区、加茂地区、中村一ノ森地区、倉見地区、これは長谷川酒造の裏の方だと思ひます、これの急傾斜地崩壊対策事業や苗代田川、都万支所の東山麓にありますスワノ尾川、大久の三味田川の砂防事業を促進するとともに、新規に五箇支所の裏にあります奥谷川の砂防事業に着手して整備に取り組んでみたいと思います。

公営住宅整備では、宮城ヶ丘団地改修事業、宮ノ前団地建設事業など老朽化した公営住宅の改修、建て替えを行うとともに、新規に下西団地建設事業に着手いたしまして、住環境の整備に取り組んでまいる考えであります。

次に、上水道の整備についてであります、町民の皆様が安心してご使用いただけるよう、日々の維持管理や老朽施設の更新等実施し、「安心・安全な水道水」をお届けするよう努力してみたいと思います。

しかしながら、近年、表流水・伏流水及び浅井戸から取水している原水そのものに異変が見られるようになってまいりました、新たな施設整備が必要となってきております。

新年度は、上水道事業において、原水のにごり対策、クリプト対策として池田浄水場に膜ろ過装置及び紫外線滅菌装置設置棟を国庫補助事業で整備させていただきます。

また、簡易水道事業においては、布施飯美地区において、クリプト対策として紫外線滅菌装置の整備を国庫補助事業でこれも計画いたしているところであります。

次に、下水道の整備についてでございますが、供用地区の拡大から、接続に向けての更なる啓発普及に努め、管路布設工事を引き続き実施し、新たに五箇地区での農業集落排水事業にも取り組んでまいりたいと思います。

また、個別処理で行う浄化槽の整備につきましては、市町村設置型浄化槽事業の実施に併せ、個人設置の浄化槽事業に助成してまいりたいと思います。

次に、ごみ処理事業につきましては、昨年度に制定をいたしました「ノーレジ袋デー・マイバッグ持参運動」を継続して実施することに加え、本年度新たに取り組みましたエコポイント制度の更なる普及を図りますとともに、新たに環境保全促進事業として、ごみ減量講演会やエコ料理コンテストなどを実施することによりまして、町民の皆様の環境意識の高揚を図り、資源循環型社会及び脱温暖化社会の形成に努めてまいります。

また、島根県のグリーンニューディール基金を活用し、ボランティアでの作業が困難な峻険な海岸に漂着したごみの回収及び処分を県と協調し、実施をしてまいります。

清掃センターをはじめとした、ごみ・し尿処理施設につきましては、安全・安心な環境施設として、できる限り長期にわたり町民の皆様方にご利用いただけるよう、定期整備工事の実施に加え、施設の延命化対策として長寿命化計画を策定することとし、その前段の作業として精密機能検査を実施してまいりたいと思います。

次に、学校教育につきましては、各学校、教育事務所と連携し「学力向上対策プロジェクト」を組織して、教師の授業力の向上や学習指導の改善を図るとともに、家庭での児童・生徒の生活習慣の改善に努めてまいります。また、小・中学校に学校司書及び図書ボランティアを配置し、学校図書の充実と読書活動の推進を図ってまいりたいと思います。

英語指導事業につきましては、外国語指導助手を2名配置し、英語教育の充実と国際理解教育の推進を図ってまいります。

教育相談支援事業につきましては、教育支援センター「スマイル」を核として、心に悩みを持つ児童・生徒にきめ細やかな支援を行うほか、発達障がいなどの特別な支援を要する児童・生徒に対し支援員を配置し、学校、教育事務所、児童相談所などと連携しながら支援してまいりたいと思います。

ふるさと教育の推進につきましては、ふるさとに誇りを持つ児童・生徒を育成するため、地域の方々のご支援を頂きながら、ボランティア体験、自然体験及び職場体験などを実施してまいります。

昭和 41 年から本町で唯一の幼児教育を担って頂いておりました文化学院幼稚園が、平成 23 年度を以って休園することになりました。この場をお借りいたしまして、長年のご労苦に対しまして改めまして心から敬意を表するとともに深く感謝申し上げます。新年度は在園児のみを対象とし、新たに児童の募集を行わないことになりましたので、保育料収入の減額分を助成してまいります。

学校施設の整備につきましては、西郷中学校の耐震補強計画の策定及び補強・大規模改造工事の設計及び中条小学校の耐震診断及び補強計画の策定、並びに補強・大規模改造工事の設計に取り組んでまいります。また、五箇給食センターを廃止するため、平成 24 年度から西郷給食センターから全学校に配食するための諸準備に取り組んでまいりたいと思います。

次に、青少年健全育成につきましては、「教育力の向上」、「学校、家庭、地域の連携協力関係の構築」、「学校への支援」及び「家庭教育への支援」が今求められています。引き続き、人づくりのための「地域力醸成」、学校支援のための「ふるさと教育」及び「学校支援地域本部事業」、また、家庭教育支援充実のための「放課後子ども教室」「親学プログラム」の実施など、公民館との連携を図りながら推進してまいりたいと思います。

また、公民館の組織につきましては、昨年、一昨年と検討を重ねてまいりました新たな組織体制でスタートいたします。町民の皆様方との最も身近な施設として地域の学習拠点、そしてコミュニティ作りの場としての役割が十分に発揮できますよう、各種活動に取り組んでまいります。

図書館におきましては、収蔵室等の整備を図り、古文書や公文書等の史料の適正な保存環境の充実を推進してまいりますとともに、DVD などの視聴覚資料をはじめ、蔵書や郷土資料の充実を図ってまいります。

社会体育につきましては、町民の皆様方が主体となって運営する隠岐の島町総合型地域スポーツクラブ「隠岐レインボークラブ」を中核とし、「だれもが」「いつでも」気軽にスポーツができる環境づくりや地域全体が健康で明るく活力あふれる生涯スポーツ社会の実現を目指してまいりたいと思います。

また、世界ジオパークの登録認定に向けて、県の支援を受けながら、島前 3 町村との連携を密にして、推進体制の整備を図り、ツアーガイドの養成やホームページの設置等、条件整

備を図るとともに、隠岐独自の地質遺産、自然の生態系及び歴史文化などを活かしたまちづくりに取り組んでまいりたいと思います。

以上、平成 23 年度の町政運営の基本的な考え方、及び主要事業などについてご説明申し上げましたが、議員各位をはじめ町民の皆様方のご理解とご支援をお願い申し上げまして、私の所信表明に代えさせていただきたいと思います。

議長（米澤壽重）

以上で「所信表明」を終わります。

ここで、11 時 5 分まで休憩いたします。

（ 本会議休憩宣告 10 時 52 分 ）

議長（米澤壽重）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 11 時 05 分 ）

日 程 第 6、町長提出議案の上程

「町長提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の議第 1 号「平成 22 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 4 号）」から議第 47 号「平成 23 年度隠岐の島町上水道会計予算」までの 47 件を一括して上程いたします。

日 程 第 7、提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

只今議題となりました 47 件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：町長

番外（町長 松田和久）

本日提案をさせていただきました諸議案について、ご説明を申し上げます。

最初に、議第 1 号の「平成 22 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 4 号）」についてご説明を申し上げます。

まず、歳入歳出予算の補正額は、8 億 293 万 4 千円を追加をし、補正後の予算総額を 159 億 9,971 万 1 千円とするものであります。

補正の主な内容でございますが、国の補正予算に伴います、きめ細かな交付金事業、住民生活に光をそそぐ交付金事業及び基金積立などの予算を増額計上いたしております。

その他では、隠岐広域連合の負担金といたしまして、知的障害者特別会計分、介護保険事

業分及び消防本部負担分や私立保育所運営費の入所者数の増及び県営土地改良事業推進費に係ります増額補正をするものであります。

きめ細かな交付金事業につきましては、学校跡施設及び老朽化施設の解体、水道施設長寿命化対策事業、道路施設改良事業、港湾施設改良事業及び消防団活動服整備事業などでありまして、中小企業を中心に地域経済活性化への効果を期待するものでございます。

次に、住民生活に光をそそぐ交付金事業につきましては、児童虐待防止事業、学校図書室整備事業、隠岐島文化会館備品整備及び隠岐の島町図書館整備事業であります。

基金積立につきましては、平成 23 年度と 24 年度分の集落地域活性化事業について、過疎債による基金積立が認められましたので、新たに過疎地域自立促進基金を制定し、相当額を積み立てるものであります。

減債基金積立金は、起債の繰上償還を行うための積立て、財政調整基金積立金は、今後の行政経費の財源確保のため積み立てるものであります。

これらのほか、ソフト事業の財源を過疎債に組み替えたり、各事業における決算見込みにおける精査など、各費目におきまして財源の調整と、不用額については減額補正をするものであります。

財源につきましては、各費目における国・県の補助金及び町債などの調整を行い、普通交付税の交付決定額を計上いたしております。

「繰越明許費」の補正は、地域活性化・公共投資臨時交付金や今回の補正で計上いたしております、国の補正予算の「きめ細かな交付金」、「住民生活に光をそそぐ交付金」を財源とする事業のほか、米貯蔵施設建設事業などにおいて、翌年度に繰り越して実施する必要が生じたので、総額で 5 億 472 万円余りを計上いたしております。

また、歳入歳出予算の補正に伴いまして「地方債の補正」を行うことといたしております。

次に、議第 2 号の「平成 22 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第 3 号)」についてでございますが、歳入歳出予算の補正額は、536 万 5 千円の追加でございます。補正後の予算総額を 19 億 1,888 万 2 千円とするものであります。

補正の主な内容は、支払基金に納付をいたします介護納付金の額の決定による増額と過年度分国庫補助金の額の確定により生じた償還金を増額するものでございます。

これらの財源につきましては、繰越金及び基金繰入金を充当するものでございます。

次に、議第 3 号の「平成 22 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(中村診療所)特別会計補正予算(第 4 号)」についてでございますが、歳入歳出予算の補正額は 89 万 7 千円の追加

でありまして、補正後の予算総額を 8,564 万 3 千円とするものであります。

補正の主な内容ですが、総務費の負担金と修繕費、医業費の業務委託料を増額補正するものであります。

財源につきましては、繰越金を充当いたします。

次に、議第 4 号の「平成 22 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計補正予算（第 4 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は、223 万 4 千円の追加でございます。補正後の予算総額を 1 億 6,553 万 8 千円とするものでございます。

補正の主な内容は、島根県市町村総合事務組合負担金の不足分、医師不在期間の代診医師の派遣費用負担金及び電子カルテ更新業務委託料を増額し、歯科診療所分の社会保険料及び賃金の不用額を減額補正するものであります。

この財源につきましては、診療収入、前年度繰越金を充当するものでございます。

次に、議第 5 号の「平成 22 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計補正予算（第 4 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は、77 万 7 千円の追加でございます。補正後の予算総額を 1 億 6,454 万 4 千円とするものであります。

補正の主な内容は、電子カルテ更新業務委託料を増額するものでございます。

この財源につきましても、前年度繰越金を充当いたします。

次に、議第 6 号の「平成 22 年度隠岐の島町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）」についてでございます。歳入歳出予算の補正額は、2,000 万円の追加でございます。補正後の予算総額を 7 億 587 万 5 千円とするものでございます。

補正の主な内容は、国の補正によりまして、「きめ細かな交付金」を活用いたしまして五箇小学校付近・山田地区・伊後地区の老朽配水管の更新工事費でございます。

次に、議第 7 号の「平成 22 年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計補正予算（第 3 号）」についてでございます。今回の補正は、財源の組み替えでございます。前年度繰越金を増額いたしまして、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

次に、議第 8 号の「平成 22 年度隠岐の島町老人保健医療特別会計補正予算（第 1 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は、744 万 2 千円の追加でありまして、補正後の予算総額を 848 万 3 千円とするものであります。

補正の主な内容は、老人保健医療特別会計の廃止によりまして、平成 22 年度末で生ずる剰余金見込額を一般会計に繰り出すものであります。

この財源につきましては、繰越金と雑入を充当するものであります。

次に、議第 9 号の「平成 22 年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計補正予算(第 4 号)」についてであります。歳入歳出予算の補正額は、38 万 9 千円の追加でございます。補正後の予算総額を 3,719 万 7 千円とするものであります。

補正の主な内容は、電子カルテ更新業務委託料を増額するものでございます。この財源につきましては、繰越金を充当するものでございます。

次に、議第 10 号の「平成 22 年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計補正予算(第 3 号)」についてでございます。歳入歳出予算の補正額は、38 万 9 千円の追加でございます。補正後の予算総額を 1,285 万 4 千円とするものでございます。

補正の主な内容は、電子カルテ更新業務委託料を増額するものであります。この財源につきましては、繰越金を充当するものであります。

次に、議第 11 号の「平成 22 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第 1 号)」についてでございます。歳入歳出予算の補正額は、601 万 8 千円の減額でございます。補正後の予算総額を 3 億 3,763 万 9 千円とするものであります。

補正の主な内容は、後期高齢者医療広域連合に納付をいたします療養給付費負担金の額の確定によります減額と、過年度分負担金の精算によります返還金の増額でございます。

これらの財源につきましては、一般会計繰入金を減額し、繰越金及び雑入を充当させるものでございます。

次に、議第 12 号の「隠岐の島町公営住宅管理条例の一部を改正する条例」について説明をいたします。公営住宅建替事業におきまして整備しております、下西地区宮ノ前団地において、建替え事業の進捗に合わせまして、老朽化いたしました住宅 15 戸を廃止し、新たに完成した 8 戸の住宅を加えますため、改正するものでございます。

次に、議第 13 号の「隠岐の島町特別会計条例の一部を改正する条例」につきましては、平成 20 年 4 月の医療制度改正により廃止をされました、老人保健医療制度に関する残務業務が完了いたしましたので、「隠岐の島町老人保健医療特別会計」を廃止するものであります。

議第 14 号から議第 16 号の 3 件につきましては、手数料の改正に関する条例改正であります。

まず、議第 14 号の「隠岐の島町手数料徴収条例の一部を改正する条例」につきましては、島根県の屋外広告物条例の改正に伴い、本町の関連条例でございますます条例を改正するものであります。

議第 15 号の「隠岐の島町漁港設置及び管理条例の一部を改正する条例」につきましては、

本町が管理をいたします漁港施設の占用料につきまして、改正を行なうものでございます。

議第 16 号の「隠岐の島町健康診査手数料条例の一部を改正する条例」につきましては、現在、本町が実施をしております子宮頸がん検診は、異常細胞の有無を調べる「細胞診」検査でございますが、今回新たに、子宮頸がんの原因となります「ヒトパピローマウイルス」の感染の有無を調べる HPV 検査を追加することとし、併せてその手数料の額を定めるものであります。

次に、議第 17 号から議第 19 号の 3 件につきましては、本町が整備をいたしました農林水産の施設につきまして関連条例に追加するものであります。

まず、議第 17 号の「隠岐の島町水産公園施設設置及び管理条例の一部を改正する条例」につきましては、昨年度完成をいたしました箕浦漁港緑地公園を、水産公園として同条例に追加をさせていただいたものであります。

議第 18 号の「隠岐の島町農業近代化施設設置及び管理条例の一部を改正する条例」につきましては、現在、整備を進めております米貯蔵施設、及び死亡家畜一時保管施設を本条例に追加するものであります。

議第 19 号の「隠岐の島町牧野設置及び管理条例の一部を改正する条例」につきましては、現在整備を進めております五箇の笠松牧野が本年度内に完成をいたしますので、公共牧野として条例に追加をするものでございます。

次に、議第 20 号の「隠岐の島町公営バス設置及び管理条例の一部を改正する条例」につきましては、生活バス路線の運行体制につきまして、本年 4 月 1 日から新たな公共交通システムで運行することとし、本町が運行いたします公営バス路線の運行に係ります条例の一部を改正するものであります。内容は、これまでのスクールバス混乗事業を廃止することに併せまして、現行の公営バスの路線を変更するものでございます。

次に、議第 21 号の「隠岐の島町税条例の一部を改正する条例」につきましては、公益社団法人及び公益財団法人にかかる町民税の減免基準を、法人税法第 4 条及び第 7 条の規定に基づき、収益事業については課税対象とし、収益事業を行わないものにつきましては均等割額の減免措置ができるように改正を行なうものであります。

また、新たな公益法人制度の創設に伴い、法人税法上、公益法人等として取扱われる法人と収益事業を行わない法人で、公益上特別な理由があると認められますときには、均等割額の減免措置ができることを追加させていただくものであります。

次に、議第 22 号の「隠岐の島町地区集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例」に

つきましては、向ヶ丘地区に地区集会所を設置することに伴い、同集会所を別表第 1 にこれを加えるものでございます。

次に、議第 23 号の「隠岐国分寺蓮華会舞演舞場設置及び管理条例」につきましては、伝統文化を活用した観光促進と、町の活性化を図りますための施設といたしまして、「隠岐国分寺蓮華会舞演舞場」を設置することに伴い、当該施設の設置及び管理につきまして、条例を制定させていただくものでございます。

次に、議第 24 号の「隠岐の島町光ファイバー伝送路中継施設設置及び管理条例」についてであります。これは隠岐の島町光ファイバー通信網整備事業によりまして、地域間の情報格差の是正及び地域の活性化を図ることを目的として設置をいたします。当該施設の設置及び管理について、改めて条例を制定するものであります。

次に、議第 25 号の「隠岐の島町過疎地域自立促進基金条例」につきましては、昨年 4 月 1 日に施行されました改正過疎地域自立促進特別措置法に基づき策定いたしました「隠岐の島町過疎地域自立促進計画」におきまして、過疎ソフト事業の財源といたしまして基金造成が認められることとなったため、当該基金条例を制定するものでございます。

次に、議第 26 号の「辺地に係る総合整備計画の一部変更について」でございますが、磯辺地、中条辺地に係る総合整備計画におきまして、整備計画に掲げる事業を追加する必要が生じたので、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第 3 条第 5 項の規定により議決を求めるものでございます。

なお、追加いたします事業は、磯辺地におきましては米貯蔵施設整備事業、また、中条辺地につきましては木材乾燥機整備事業及び演舞場建設事業の計 3 件でございます。

次に、議第 27 号の「国土利用計画隠岐の島町計画の制定について」でございますが、国土利用計画法これは昭和 49 年法律第 95 号でございますが、その第 2 条に示されました国土利用の基本理念に即して、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図るとともに、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを目的といたしまして、本町土地利用に關します本計画を策定したいので、国土利用計画法第 8 条第 3 項の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

次に、議第 28 号の「町道路線の認定及び変更について」についてでございますが。

まず、認定する路線であります。西郷 288 号線は、栄町地内の、旧海上保安庁職員官舎への進入路となっているものでございますが、これが従来なされていなければならぬ町道認定がなされておりましたので、今回認定をさせていただくものでございます。

西郷 289 号線は、新たに隠岐病院への進入路となります路線を今回認定するものでございます。

東郷 270 号線、磯 295 号線については、これは何れも私道でございましたが寄附採納がございましたので、今回認定するものでございます。

次に、変更する路線であります。西郷 9 号線は、隠岐病院の工事に伴い用途廃止をいたしました部分を短縮するため起終点を変更するものであります。

蛸木 26 号線は例の牧野整備をいたしましたための工事中道路を町道として管理することとし、路線を延長するため終点を変更するものであります。

磯 27 号線は地区からの要望によりまして、拡幅工事を行うとともに起終点を変更させていただくものであります。

次に、議第 29 号の「工事請負変更契約の締結について〔笠松地区牧野整備工事〕」につきましては、五箇地区に牧場を整備する工事であります。当初は契約金額上、議会の議決を要しない契約でございましたが、今回の工事内容の変更に伴いまして、議会の議決を要する契約金額となりましたので、改めて今議会において議決を求めるものであります。

内容は、山田地区の国道 485 号線沿いに笠松牧野 24.4 ヘクタールを新設するものであります。

変更内容は、伐採工の樹木密度が当初見込みより高く、伐採量及び処分費が増えたために契約内容を変更するものであります。

次に、議第 30 号の「工事請負変更契約の締結について〔隠岐の島町米貯蔵施設建築工事〕」につきましては、基礎工事におきまして杭頭の処分及び、構造計算適合判定機関の指摘によりまして鉄筋量を増やす必要が生じたこと、また、建築資材の調達に予定以上の日数を要しまして、工事期間の不足が生じたため、契約金額の増額と工期の延長を行なうため、契約内容を変更させていただくものでございます。

次に、議第 31 号の「工事請負変更契約の締結について〔五箇小学校校舎耐震補強及び大規模改造（建築主体）工事〕」でございますが、本工事において現地精査の結果、屋根の軒先部分及び柱土台の腐食、並びに教室床材の傷みがひどく、再利用出来ないためこれを取り替えが必要となりました。また、内装において教室床の張り替えに伴いまして、色調統一のために既存の木壁を塗装する必要が生じました。また、教職員及び来客用に駐車場を確保いたすことといたしましたが、舗装工事を追加する必要が生じました。

これらのことによりまして、工事費が増額となりますことから契約内容を変更するものであります。

次に、議第 32 号の「隠岐の島町光ファイバー通信網整備工事請負変更契約の締結について」であります。工事实施において、強度不足等の理由から、光ケーブルを既存の中電柱及び NTT 柱へ添架することが困難となった箇所につきまして、通信電柱を追加設置する必要が生じました。また、昨年末からの大雪の影響によりまして、光ケーブル敷設工において、支障木の伐採除去作業を追加実施する必要が生じたことにより、工事費が増額となりますことから、契約内容を変更させていただくものであります。

次に、議第 33 号の「指定管理者の指定について」についてご説明を申し上げます。

これは、本町が設置をいたします「向ヶ丘地区集会所」の維持管理に関する業務につきまして、指定管理者に行わせることとし、指定管理者の候補者として向ヶ丘区を選定いたしましたので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議第 34 号から議第 47 号までの議案は、一般会計及び特別会計の平成 23 年度の当初予算についてでございます。

議第 34 号の「平成 23 年度隠岐の島町一般会計予算」についてご説明をいたします。

本町は、『第 2 次隠岐の島町行財政改革大綱』の基本方針で、「隠岐の島町総合振興計画」に掲げましたまちづくりビジョンをより効率的に推進してまいりますとともに、「自主・自立のまちづくり」を実現してまいりますことを目標として取り組んでまいりました。

本町の財政状況は、財政指標が少しずつ改善はされてきているものの、依然として高水準で推移している状況であります。また、町税等の収入は、長期化する景気の低迷や人口減少の影響もございまして、年々減少してきているところでございます。

新年度におきましては、臨時財政対策債が減額となっているものの、地方交付税が前年並の額は確保できる見通しではないかというように思っているところであります。

ご承知のとおり、現在の制度では町村合併から 10 年を過ぎますと、地方交付税も 5 年間で徐々に一本算定、つまり、特例の加算交付がなくなってまいりますので、10 億円を超える交付税が減額となる見込みであります。

当然ながら、その時には人件費や公債費などの支出も減額していると思いますが、それでも大きな額が減額となりますので、少し先のことはございますが、平成 27 年度以降においても現在の行政サービスをできるだけ維持してまいりますためには、今からその備えとして基金を積み立てておく必要があると考えております。

このような状況を踏まえ、新年度の予算編成に当たりましては、事業の選択と集中を基本

に、事業計画に沿った真に必要な事業を見極め、また、一方では町の景気対策、活性化を視野に入れた事業を取り入れる予算編成に心がけたところでございます。

当初予算の規模は、歳入歳出それぞれ 152 億 3,900 万円で、前年度比で 7.1%増の予算となっております。積極的な予算案となったところでございます。

まず、歳出予算の概要でございますが、職員等の総人件費につきましては、将来の財政状況を考えたとき、まだ削減の協力を職員にお願いしなければならないとこのように考えていますが、予算編成時点では了解が得られておりませんでしたので、削減なしの予算を計上させていただきます。よろしくお願いいたします。

議会費におきましては、6月1日に議員年金制度が廃止されることにより議員共済負担金が増額となっております。

総務費におきましては、旧中村小整備事業、光ファイバー施設維持管理費及び平集会所建設費などを新たに予算計上いたしております。

民生費では、障がい者福祉サービス事業、生活保護扶助費、私立保育所運営費のほか、新たに東郷地区福祉施設建設補助金の増額、保健衛生費におきましては、新隠岐病院の建設工事に係ります隠岐広域連合への負担金や上水道及び簡易水道会計の繰上償還金貸付金などが増額となっております。病院本体工事は、平成 24 年春ごろに竣工の予定でございます。

農林水産業費では、引き続き蛸木漁港基盤整備事業を実施いたしますほか、新たに箕浦、岬地区に牧野整備事業などを予算計上いたしております。

商工費では、昨年に引き続き、にぎわい商品券発行事業や観光道路修景整備事業などの予算を計上いたしております。

土木費では、町道中町中条線改良事業、道路災害防除事業や昨年に引き続き宮ノ前団地建設事業及び宮城ヶ丘団地改修事業などの予算を計上いたしております。

教育費では、五箇小学校の耐震改修事業が竣工し、大幅な減額となりますが、新たに西郷中学校及び中条小学校の耐震改修の診断、補強計画の設計費やジオパーク推進協議会負担金及び新たに児童・生徒用機の天井取替事業などの予算を計上いたしております。

そのほか、公債費は、過去の繰上償還の効果から減額予算となっておりますし、諸支出金は、各種基金の積立金であります。

次に、歳入予算の概要でございますが、町税につきましては、景気低迷が依然続くと思われ、前年度比で 2.3%の減額となる予算を計上したところでございます。

地方交付税につきましては、地方が自由に使える財源を増やし、地方公共団体が地方の二

ーズに適切に応えられるようにするために、法定率分等及び別枠加算の「地域活性化・雇用等対策費」の何れも増額など地方に配慮した交付税制度によりまして、国全体で前年度比2.8%の増となっているところですが、本町では、積算見込みや実績等を考慮し8.0%の伸びを今見込んでいるところでございます。

一方で、実質的には交付税の代替財源とされている臨時財政対策債は前年度比で42.9%減を見込んでおります。

使用料及び手数料では、地域情報通信施設使用料の収入を新たに予算計上をいたしました。

国庫支出金につきましては、五箇小学校耐震改修事業など補助事業費の減額により減額予算となっております。

県支出金につきましては、緊急雇用対策事業及び扶助費等に係る予算を増額計上いたしました。

財産収入では、前年度において旧杉の子学園の土地売却収入を計上いたしておりましたため、新年度は大幅な減額予算となっております。

繰入金につきましては、新たに上水道及び簡易水道会計の繰上償還金貸付金、特定分収造林事業償還金及び集落地域活性化交付金の財源といたしまして基金から繰入れるものであり、大幅な増額予算となっております。

諸収入につきましては、下水道整備に係る水洗便所等貸付金融資預託金、定住資金貸付金償還金及びコミュニティ助成事業補助金、これは宝くじ助成などの予算が減額となっております。

町債につきましては、臨時財政対策債を除きます公共事業費等の財源となります町債につきまして、これを増額して計上いたしております。

次に、「債務負担行為」では、リサイクルセンター最終処分場用地の一部借上げの期間を5年間これを延長し、その借上げ料について債務負担行為をさせていただくものであります。

「地方債の予算」は、起債の目的などを定め、借入限度額を21億1,095万円とするものでございます。そのほか、一時借入金の借入れの限度額を30億円とし、歳出予算の流用の範囲を定める予算を提案するものでございます。

次に、議第35号の「平成23年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計予算」についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ19億287万8千円といたしました。

予算総額は、前年度比で2.3%の増となっております。この要因は、医療費の増加により

保険給付費と、後期高齢者支援金が増額となったのがその主なものであります。

歳出予算の主なものは、人件費などの一般管理費、保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金、共同事業拠出金、保健事業費、及び直営診療施設勘定への繰出金などを計上いたしております。

歳入予算では、国民健康保険税、国・県支出金、療養給付費交付金、前期高齢者交付金、及び繰入金などを見込み計上をいたしております。

次に、議第 36 号の「平成 23 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計予算」についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ 8,549 万 7 千円といたしました。予算総額は、前年度比で約 1.5%のこれは減となっております。

歳出予算の主なものは、医師、職員等の人件費のほか、施設管理費、医療用機械器具費、医薬品衛生材料費及び医療機器整備費などがございます。

歳入予算では、一般財源といたしまして診療収入などを、特定財源として県支出金、繰入金、使用料及び手数料、諸収入などを見込み計上をいたしております。

次に、議第 37 号の「平成 23 年隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計予算」についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ 1 億 6,166 万 5 千円といたしております。予算総額は前年度比で約 1.2%の減となっております。この要因といたしましては、公債費の減が主なものかと思っております。

歳出予算の主なものは、医師、職員の人件費、施設の運営費、医薬材料費、医療用機器購入費及びバス停移転工事費等がございます。

歳入予算では、一般財源といたしまして診療収入等を、特定財源として国庫補助金、使用料及び手数料、繰入金及び諸収入等を見込み計上をいたしております。

次に、議第 38 号の「平成 23 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計予算」についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ 1 億 5,543 万 1 千円といたしました。予算総額は前年度比で約 4.2%の減となっております。この要因は、歯科医師 1 名によります診療体制の変更及び医薬材料費の減がその主なものでございます。

歳出予算の主なものは、医師及び職員の人件費、施設の運営費、医薬材料費等であります。

歳入予算では、一般財源として診療収入等、特定財源といたしまして使用料及び手数料、

繰入金及び諸収入等を見込み計上いたしております。

次に、議第 39 号の「平成 23 年度隠岐の島町簡易水道事業特別会計予算」についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ 4 億 7,551 万 6 千円と決めました。

予算総額は、前年度比 10%の減額でございます。

この要因は、五箇中央簡易水道の第 1 水源枯渇によります補償事業が完了したことによるものが大きな要因です。

歳出予算の主なものは、22 ケ所の施設について、安定した給水を確保するための維持管理によります経費及び起債償還金、並びに施設改良に要する経費を計上いたしました。

施設改良につきましては、布施地区の簡易水道改良事業及び道路改良等に伴います水道管移転工事を実施するものでございます。

歳入予算の主なものは、給水料金、国庫補助金、繰入金、諸収入、町債等を見込み計上をいたしてございます。

次に、議第 40 号の「平成 23 年度隠岐の島町下水道事業特別会計予算」についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ 9 億 5,272 万 4 千円といたしました。

予算総額は、大久地区及び五箇地区、それぞれの集落排水施設整備事業の実施から、前年度と比較をいたしますと 27%のこれは増となったところであります。

歳出予算の主なものは、総務費では、公共下水道施設をはじめ、農業集落排水施設、漁業集落排水施設等、16 の集合処理施設と個別処理施設であります浄化槽の維持管理に要する経費を計上いたしております。

事業費では、公共下水道施設整備での栄町地区などの管路布設工事費、漁業集落排水施設整備での大久地区の管路布設工事費、新たに五箇地区で取り組みます農業集落排水施設整備事業の、基本設計に係ります委託料を計上いたしております。

公債費は、施設整備に伴う償還金でございます。

歳入予算では、下水道使用料、受益者分担金、国・県補助金、一般会計からの繰入金及び町債等を見込み計上をいたしております。

次に、議第 41 号の「平成 23 年度隠岐の島町駐車場事業特別会計予算」についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ 1,940 万 1 千円といたしました。

予算総額は、前年度比で 25.3%の増となっておりますが、これは昨年 9 月に新たに西郷港埠頭第 2 駐車場を設置したことによるものでございます。

歳出予算の主なものは、駐車場の管理運営費及び立体駐車場土地購入に係ります JF しまねへの償還金などでございます。

歳入予算では、駐車料金収入と立体駐車場土地購入に係ります一般会計負担分を計上いたしましたところでございます。

次に、議第 42 号の「平成 23 年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計予算」についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ 2,441 万 1 千円といたしました。

予算の総額は、前年度と比較をいたしますと約 4.1%の増となっておりますが、この主な要因は人件費の増額がその主なものであります。

歳出予算の主なものは、人件費及び訪問看護に要する事業運営費でございます。

歳入予算では、訪問看護に係る事業収入及び一般会計繰入金を見込み計上をいたしております。

次に、議第 43 号の「平成 23 年度隠岐の島町布施へき地診療所特別会計予算」についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ 3,681 万 3 千円といたしました。予算総額は前年度比で約 1.0%の減となっております。

歳出予算の主なものは、医師及び職員の人件費、施設の運営費、医薬材料費等でございます。

歳入予算では、一般財源として診療収入等、特定財源として使用料及び手数料、繰入金及び諸収入等を見込み計上いたしております。

次に、議第 44 号の「平成 23 年度隠岐の島町五箇へき地診療所特別会計予算」についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ 1,173 万 4 千円といたしました。予算総額は、前年度比約 1.7%の減となっております。

歳出予算の主なものは、医師、職員の五箇診療所への人件費負担金、施設運営費、及び医薬材料費等でございます。

歳入予算では、一般財源といたしまして診療収入等を、特定財源といたしまして県支出金及び繰入金等を見込み計上いたしております。

次に、議第 45 号の「平成 23 年度隠岐の島町中財産区特別会計予算」についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ 26 万 4 千円といたしました。

歳出予算の主なものは、管理会費、一般管理費、及び財産管理費でございます。

歳入予算では、土地貸付料などを見込み計上いたしております。

次に、議第 46 号の「平成 23 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ 3 億 4,921 万 6 千円といたしました。

予算総額は、前年度比で 1.6%の増となっております。

歳出予算の主なものは、後期高齢者医療広域連合への保険料及び療養給付費負担金等の納付金、健康診査事業に係ります手数料などであります。

歳入予算では、保険料、保健審査事業補助金、及び一般会計からの繰入金などを見込み計上をいたしました。

次に、議第 47 号の「平成 23 年度隠岐の島町上水道事業会計予算」についてご説明を申し上げます。

第 2 条におきまして、企業活動の基本目標として、業務の予定量を定めております。

第 3 条では、経営活動に伴います取引により、発生が予定されております全ての収益 2 億 9,929 万 3 千円と、それに対応する費用 2 億 9,099 万円を計上をいたしました。

第 4 条では、安定した給水サービスを提供・維持してまいりますため、設備拡充等の改良費用、及び現有施設の建設に要しました企業債元金償還金の支出予定額 4 億 8,786 万 5 千円を計上いたしました。

第 5 条は、企業債の目的、限度額等を定め計上いたしております。

第 6 条は、一時借入金の最高限度額を規定したものでございます。

第 7 条では、予算の執行にあたり流用の制限が考慮されるべき項目を定めました。

第 8 条で、一般会計からの補助金の趣旨を明示して計上し、第 9 条におきましては、貯蔵品の購入に制限を設けましたところでございます。

主な事業は、クリプト対策として池田浄水場の浄水施設整備を、また、原田地区、下西地区、栄町地区、西町地区、名田地区の老朽配水管等の更新事業を計上をいたしております。

以上、47 件の諸議案につきましてご説明申し上げましたが、なにとぞ慎重ご審議をいただきまして、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明に代えさせてい

ただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

議長（米澤壽重）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

ここで昼食休憩といたします。午後13時30分から再開いたします。

（本会議休憩宣告 11時53分）

議長（米澤壽重）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 13時30分）

日 程 第 8、新年度各会計予算案の詳細説明

「新年度各会計予算案の詳細説明」を求めます。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣告 13時30分）

（全員協議会開会宣告 13時30分）

議長（米澤壽重）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 16時55分）

以上で、新年度各会計予算案の詳細説明を終わります。

本日は、これをもって終了し、来る3月7日月曜日、本日に引き続き、新年度予算案の詳細説明及び補正予算案、工事請負変更契約の締結関係議案についての詳細説明、質疑、討論、採決等を行います。

それでは、本日はこれにて散会します。

（散会宣告 16時56分）

以 下 余 白